

寝屋川市地域公共交通協議会（第 21 回）

議 事 録

日時 令和 6 年 1 月 22 日（月）
午前 10 時 00 分から午前 11 時 15 分まで

場所 寝屋川市役所議会棟 5 階 第 2 委員会室

○ 出席者

① 地域公共交通協議会委員 23 名中 20 名出席

② 事務局 交通政策課 岡本次長、濱口係長、世良

③ 関係課 企画一課 高島係長

産業振興室 近成課長

高齢介護室 静室長

2 軸化事業本部 監物次長

道路管理課 新谷次長

④ 傍聴者 4 名

○ 議事内容

案件(1) 京阪バス路線のうち、3 路線の廃止に伴う代替案について

案件(2) その他

寝屋川市地域公共交通協議会（第 21 回） 会議録

事務局 定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、ただいまより「寝屋川市地域公共交通協議会（第 21 回）」を開催させていただきます。本日は、大変お忙しいところ、また、緊急に開催したにも関わらず、ご出席いただきありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます交通政策課の濱口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の案件といたしましては、「京阪バス路線のうち、3 路線の廃止に伴う代替案について」、「その他」となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認の前に、緊急開催により、資料の配布が当日になってしまったこと、深くお詫び申し上げます。今後、このようなことがないように取り組んでまいります。それでは、資料の確認でございますが、資料といたしましては、

- ・ 本日の次第
- ・ 資料 1 「寝屋川市地域公共交通協議会 委員名簿」
- ・ 資料 2 「京阪バス路線のうち、3 路線の廃止に伴う代替案」
- ・ 資料 3 「3 路線の路線図」
- ・ 資料 4 「3 路線の時刻表」
- ・ 資料 5 「寝屋川市地域公共交通協議会規約（案）」
- ・ 資料 6 「寝屋川市地域公共交通協議会事務局規程（案）」
- ・ 資料 7 「寝屋川市地域公共交通協議会財務規程（案）」
- ・ 資料 8 「寝屋川市地域公共交通協議会規則」

以上、9 種類となっております。お揃いでしょうか。

次に、本日の出席委員につきましては、委員 23 名のうち、20 名の出席でありますので、寝屋川市地域公共交通協議会規則第 6 条第 2 項の規定により、本協議会は成立しておりますので、ご報告いたします。

なお、京阪バス労働組合の畑中委員、北大阪商工会議所の榎並委員、及び枚方土木事務所の小野委員につきましては、欠席のご報告がございました。また、京阪バス株式会社の檀委員につきましては、山本様に、代理出席していただいております。同じく、寝屋川警察署の佐野委員につきましては、村上様に代理出席していただいております。

始めに、議事を進める前に、京阪バス路線のうち、3 路線の廃止について、これまでの経

過をご説明いたします。令和5年9月15日に、京阪バスより旧タウンくる3路線を廃止する旨の計画の通知が提出されました。市といたしましては、公共交通ネットワーク及び市民の貴重な交通手段であることから、同年9月27日に路線の廃止を再検討するよう要望書を提出いたしました。その後、京阪バスと協議を重ねてきましたが、運転手不足が原因であるため、極めて乗降客が少ない赤字路線からの廃止は避けられないとの回答が、同年10月27日にございました。正式に廃止する旨の回答をいただいた後、空白期間を設けることなく、市民の移動手段を確保し、市民生活の質を維持するため、緊急対応としての代替案を検討したものでございます。今後は、利用実態に即した、より持続可能な運行方法とすべく、検証・検討する必要があると考えております。それでは、議事を進めてまいります。熊谷会長、よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、案件に移らせていただきます。案件(1)、「京阪バス路線のうち、3路線の廃止に伴う代替案について」事務局より説明をお願いします。

事務局 交通政策課の世良でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、案件(1)「京阪バス路線のうち、3路線の廃止に伴う代替案について」、ご説明させていただきます。資料2「京阪バス路線のうち、3路線の廃止に伴う代替案」をご覧ください。それでは、資料の説明をさせていただきます。

この表は、新旧対照になっており、左側が現在の京阪バスの運行状況であり、右側が新規で運行を予定している（仮称）ねやBUS事業でございます。上から、路線、便数、時刻とも、現在の京阪バスと同様になるよう、継承する予定でございます。なお、3路線の路線図につきましては資料3に、3路線の時刻表につきましては資料4に、それぞれ添付しております。

次に、運賃でございますが、これも現在の運賃形態を継承いたしますが、運賃につきましては、国からの通達により、バス事業者の撤退前の運賃を目安にすることから、現状の大人230円を、引き続き、継承することといたしました。

次に、停留所でございますが、これも現在の停留所を継承いたしますが、停留所の所有が京阪バスから市に変更になりますので、新たに背面者の同意や、道路管理者の使用許可等の手続きが必要となり、場合によっては停留所の廃止や移設する場合がございます。

次に、使用車両でございますが、現在は京阪バスが小型バスで運行しておりますが、4月からは市による10人乗りのワゴンタイプでの運行を予定しております。なお、車両につきましては、購入を予定していますが、車両購入の契約締結後、納車まで約4、5か月の期間が必要であり、7月末頃となりますので、4月からの4か月間は、同じく10人乗りのレンタカーでの運行を予定しております。

次に、車両台数につきましては、現在は4台の小型バスで運行しておりますが、4月からは7台での運行を予定しております。7台の理由につきましては、特に、黒原ルート朝のラッシュ時に10人を超える利用者が乗車しております。資料4の黒原ルートの時刻表を見ていただきたいのですが、朝の便が20分間隔で運行していることがわかります。また、所要時間が25分かかっている状況でございます。すなわち、20分間隔で、25分の所要時間となりますので、1台で運行することはできず、2台で運行している状況です。更に、10人乗りの車両では、利用者があふれることとなりますので、黒原ルート朝の便のみ2台連なっている運行を考えており、2台運行で2台連なって運行しますので、車両が4台必要でございます。なお、木田・河北ルートと木屋ルートが各1台、車両の点検や修理等が発生した場合に予備車1台、計7台を予定しております。

最後に、旅客の範囲につきましては、現在の京阪バスと同様に、本市の住民及び本市へ来訪するすべての方が、ご利用することができます。以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、案件(1)の説明が終わりました。御意見・御質問いかがでしょうか。

委 員 利用者の属性をお伺いしたいのですが、木田・河北ルートと、木屋ルートがコミュニティセンターや市役所等があり、黒原ルートは、小学校がありますが、これは萱島駅からどのような方がご利用なさっているのでしょうか？先程朝は20分間隔と説明がありましたので、通勤通学の時間帯が混むのでしょうか？

事務局 利用者の属性ですが、朝6、7時頃から運行していますので、朝のラッシュ時につきましては、通勤通学者の利用が非常に多いです。夕方ラッシュ時につきましても、通勤通学者が利用されていると想定しています。昼間につきましては、逆に市役所やコミュニティセンター等へ運行しますので、高齢者の方が利用されているのではないかと想定しています。

委 員 黒原ルートもでしょうか？

事務局 それぞれのルートです。

委 員 特に黒原ルートが気になりました。本数が多いので。黒原ルートも昼間は高齢者の方がご利用なさっているということでよろしいでしょうか。

事務局 黒原ルートにつきましては、このバスがないと、駅まで行く手段がありませんので、皆さんお買物やお出掛けになる時につきましては、基本バスに乗って、萱島駅に移動するということで、昼間は高齢者等の利用が多いかと考えております。

委 員 木田・河北ルートですが、昔は寝屋川市駅の西側から出ているバスは変わらないのですね。福祉センター前行のバスですが、西側から出ている太間口へ行くバスが左折して市民保健センター前へ行っていたのですが、寝屋川の京阪バスの車庫の前を通っていく路線は、ルートが変わるのでしょうか？

事務局 恐らく、池の里市民交流センターへ行く手法だと思いますが、木屋ルートも木田・河北ルートも、京阪バスの路線を継承させていただきます。木屋ルートにつきましては、朝夕の通勤ラッシュ時につきましては、香里園から点野の方を回って香里園に帰る巡回方式をとっており、池の里の方には止まりません。ただし、昼間につきましては、香里園から点野を通りまして、池の里を通過して寝屋川市駅の東口へ運行する形をとっております。木田・河北ルートにつきましても、池の里市民交流センター行きのバスが1日1本ではございますが、深北緑地から萱島を通り、池の里市民交流センターに運行します。帰りも同じく池の里市民交流センターから深北緑地の方に向かって帰るということで、各1本ずつは、運行することになっております。

委 員 要は、西口から出ている、守口行きや茨木行き、太間公園等の路線は何も変更が無いわけですね？

事務局　今おっしゃっているのは、寝屋川市駅の西口から出ているバスだと思います。それは旧タウンくるではなく、京阪バスの路線となりますので、そこは今まで通りと聞いております。

委員　この度は3路線が、運転手不足ということで、撤退させていただくということで、大変ご迷惑とご心配をおかけしていることを、お詫び申し上げます。寝屋川市様がこのような代替案を検討いただいたことに感謝申し上げます。そういった中で、本日の内容を見させていただくと、当社が運行しているものをそのまま引き継がれるという内容と理解をしております。その中で、少し確認をさせていただきたいのですが、使用車両が10人乗りのワゴンタイプということで、乗用車になると思いますが、実際に運行される事業者の方は、これからどのようにされていくのか教えていただきたいです。

事務局　車両につきましては、10人乗りのワゴンタイプで、市の所有で運行させていただきます。運行手法につきましては、道路運送法による第78条第2号で、自家用有償旅客運送の登録を受けて運行させていただく予定です。運転手につきましては、今後交通事業者には運転業務委託を発注してまいりたいと考えております。

委員　その中で、路線を撤退することにより、当社は今単独で運行していますが、寝屋川市さんの選ばれた事業者と、京阪バスが同時に使うバス停が出てくると思います。ですので、同じバス停を使う時に、色々調整しないと、トラブルが起こったりします。スムーズな運行をしていくためには、協議をさせていただきたいと思っております。事業者さんが決まったら調整やご協力をお願いしておきたいというところです。スムーズな事業運営や引継ぎをしていただきたいということで申し上げておりますので、決してバス停を使ってもらうことが困るとかそういうことではございません。

会長　ありがとうございます。通常の路線と同じバス停を使うので、認識が共通でないとトラブルにつながるので、未然に防ぎましょうというお話ですね。必要に応じて協議をお願いいたします。

委員 木田・河北ルートのところ、経路を変えるということではできないのでしょうか？寝屋川市駅から出ているバスで、イオンモール四條畷へ行くお客様が増えている状態ですので、木田・河北ルートで経由する経路の変更は難しいのでしょうか？

事務局 ねやBUS 事業につきましては、まずは2年間、この形態で運行させていただきたいと思っております。ただ、1年間、まずは運行してみて、利用実態を検証していきたいなと考えております。その中で、利用実態に即した持続可能な運行方法とすべく、検討してまいります。ただし、イオンモール四條畷行きのバスにつきましては、京阪バス様と協議していく必要がございます。ねやBUS 事業で運行するのか、京阪バス路線として運行するのか。その辺のこともございますので、今後協議してまいりたいと考えております。

会長 ありがとうございます。現時点では急には難しいだろうということですね。この路線の状況を継続的に見ていきたいと思いますということで、考えてください。

委員 今回、すごくすばらしい案を早速に出していただいて、ありがたいなと思っております。路線、便数、時刻、そして金額も含めてそうなんですけども、先程気になったのは、黒原ルートに、通勤通学者が多いということですから、多分その方々というのは、京阪バスを今ご利用の場合、IC カード等にご利用されてる方がたくさんいると思います。事業者さんに運搬業務委託をされる場合、どういう形でできるものなのか。この辺りが大変現実的に利用される方には大きな問題になってくるのではないかと思います。その辺は、まだ急な話ですので、どうかと思うんですけども。

事務局 運賃の支払い方法等の話でございますが、まずこの事業につきましては、緊急対応という形で事業を検討してまいりました。従いまして、今現状で考えておりますのは、現金での受け渡しを考えております。交通政策課の方で、バス利用促進事業、バス券ですね。こういった交通サービスをしておりますので、バス券につきましては利用できる方向で、事業者等と協議してまいりたいと考えております。今後、利用実績を見る中で、利用に即した状況を把握し、IC の利用という要望も出てくるとは思いますので、それも踏まえて検討してまいりたいと考えております。

会 長 今回は急だったので、間に合わなかった面もあるのかなというところから、将来的には検討しないといけないということですね。

委 員 市の方で、今回、緊急対応として、ねやBUS 事業を実施する予定でございます。緊急対応の中で、市でお金を使って運行していくということを、今考えておりますが、IC カードの導入補助や、自動車の購入補助等、今後運行していくためにも、国の補助金を今後、考えられないのかなと、市の方も思っています。この京阪バスの廃止が今後起こる可能性、バスさんには失礼ですけれども、可能性としてはあるのかとも思っております。その際に、国の補助金ということも踏まえて、どういうお考えなのかということをお聞かせ願えたらと思っております。

委 員 運行の補助に関しましては、幹線系統補助や、フィーダー補助の運行ではあるんですけれども、市内の中での運行となりますので、幹線系統に繋がるようなフィーダー系統でなければ、運行の補助はできないと思っております。その他、交通関係の GX や、DX 推進にかかる経費につきましては、一応補助がありまして、EV バスやタクシーの導入、あと運行管理システムや配車アプリの導入というのにはありますが、今回該当するかどうかは、補助要綱を見なければ、即答できません。いくつか補助該当するものがあれば、またご紹介させていただきたいと思います。あと人材確保につきましては、2 種免許の運転免許取得の支援事業を行っておりまして、まだ6 年度はどのような形になるかわかりませんが、バス事業者さんも、2 種免許運転補助の支援も行っていますので、また、要綱が決まりましたら、お知らせできればと思います。よろしくお願いいたします。

委 員 今回運転手不足ということで、京阪バスさんの方から、そういった形で廃止せざるを得ないということでありますので、京阪バスさんとしても、今後、他の路線について廃止ということはないように、先ほど、近畿運輸局さんから言っていたように、補助金等もあるでしょうし、そこは活用しながら、何とか運転手の確保というところに努めていただけたらと思っております。あとは補助金ということで、先ほど、バスさんには失礼と言いましたけれども、今後、利用者が少なくなるということも、ないとは言えないと思います。何とか補助金の拡充を考えていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。こちらの方におられる方それぞれが痛み合っているところがありますので、できることは、お互いに提供していかないといけない場面かと思います。そういう意味では、バス路線は我々、ユーザーとして乗らないといけない。その辺が本当に重要で、いくら、ねやBUS 事業の提案があっても、また乗らなければ、今度は寝屋川市さん自身が直接痛むので、その辺りを皆で乗り越えていかないといけない場面かという感じもいたします。

副会長 廃止前に事務局に確認をしていたのですが、相当な税を投入して今回の事業をされます。補正予算と新年度予算合わせて、かなりの規模で、それは議会の承認を得てということでございます。今皆さんのお話を聞いておりまして、公共交通は非常に公共性の高い普遍的なサービスなので、皆さん自覚を持って、すごい努力をされてると思いますが、社会の中ではまだまだ、収支というのが非常に重い。赤字になって、頑張っ走って、会社が潰れるというのは、どうにもならない。最後はそうなりますので、先程も会長が言われていましたけれど、皆さんが、乗って支える。しつこくて申し訳ないのですが、都合の良い利用だけしていると、必ず無くなっていきます。地方では既に方法として、沿線自治会に、チケットを一定買ってもら。年間、数百万円の基本的な収入があれば、安定して走れます。ですから、市民の側も、自分達のバスという意識で支えていただかないと、これから厳しいのかという気がします。実際調べてみたのですが、1,000 戸程度の住宅地で、バスがなくなるというケースが10年ぐらい前にありまして、自治会で大体年間1,000 万円ぐらいのチケットを購入していただいて、何とか支えていただくということもございますし、そのあたりの意識を変える時期なのかなと思います。あと、運輸局さんには、支援というのは先程出ましたけれど、例えばICカードを読むための機械の補助金の制度が残っていると思います。大変お忙しいと思いますが、丁寧に、寝屋川市さんの立場になって説明をしていただいて、公共交通利便増進等色々な補助が、見たら出ていますので、そういうものもお教えいただいて、数百万でも補助金が入って事業を支えるようなことで、一緒にお考えいただければ、ありがたいかと思います。

事務局 先日1月15日に、市の方で報道提供をリリースさせていただきました。その中で、市長のコメントもございまして、「今後の市民の皆様の利用状況によっては、減便、さらには、運行の継続ができなくなる可能性がございます。市民の皆様におかれましてはまずは便数を維持していくためにも、積極的な利用をお願いしたいと思います。」というコメントを掲載し

ております。従いまして我々も、今後の利用が伸びない、少ないとなれば、今後減便廃止というのを考えていかななくてはなりませんので、この辺の話も当然今後地元で周知、説明していきたいと思っておりますので、こういったことも積極的にお話して、利用していただくようにお伝えしていきたいと考えております。

委員 寝屋川市域以外にも、色んな地域で同じように、減便廃止の対応をさせていただいてるということで、運転手不足を気にしているところなのですが、悩ましい問題でございます。運転手の確保につきましては、一生懸命努力をしているところでございます。昨日も、1月19日に、京都運輸支局の、運転手さんのイベントがあったところで、国や業界も含めて、運転手の確保等努力をしているところですが、今後、明るい兆しが見えるかどうかというのは、非常に難しい問題だと思っております。私どもも、バス路線を止めていきたいという思いは全くありません。当然、公共交通として、今まで地域輸送を支えてきたという事情がありますので、できる限り残したいということで、今までやってまいりました。ただ、それが限界にきているということで、今回はこのような状況になっている訳ですけど、それについては、今後もできるだけ残していきたいという思いは非常に思っておりますので、この場でも、その部分については、お伝えしたいなと思っております。ただ、やはり運転手があつて、初めて路線バスが運行できますので、私どもの努力だけでは、どうしようもないというところがあるというのも、ご理解いただきたいなと思います。

話が変わるんですけど、運輸支局さんに確認をさせていただきたいことがございます。それは、先程バス停の件で、いろいろと申ししていたのですが、今回道路運送法の78条の、形態であるということであるんですけど、その場合、私どもの路線バスの停留所と、その78条で運行されるバス停が同じところにあった場合、これは法的には問題ない話なのでしょうか？例えば貸切とかであれば、基本同じところは使えないというところがあったと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか？

委員 警察署への手続き後、自家用車がバス停を使用してよいという、道路管理者等の関係者による合意形成が行われたのちに、使って良いことになります。

委員 ありがとうございます。その協議によっては、使えないということが起こるということで

しょうか？

委 員 経験上で言いますと、使えないということは無いと思いますが、皆さんが関係者協議の中で問題があるとかになれば当然使えないってことがあるのかなと思います。

会 長 要は、これまで実績があるので、ダメと言われることはないと思いますということですね。ただ、まだ協議というプロセスを踏むので、例えば、背面の方が、やめてくれと言われたりすると、変わってくる可能性はあるということですね。

委 員 地域公共交通協議会があるので、この場での承認が得られたら問題がないというような形にはならないということですね？

委 員 おそらく警察の方も入っておられますから、そうなるのかなと思います。

委 員 それが本日の会議の場という意味では、また別ということですね。

委 員 はい。

委 員 京阪バスさんをお願いといいますか、運転手不足というところで、何とか廃止しないように努力されているとおっしゃっていただいたということで、廃止はないようにお願いしたいというところと、あと仮の話で、今後もし廃止されるならば、社内の決裁等もあるのかもしれませんが、市の方に早く伝えていただけたら、そのあたりは、市の方での準備、例えば補助金を使えるということも考えられるでしょうし、なるべく早めの報告をいただけたら、この協議会の場でもですが、その辺りを今後お願いしたいと思っております。

委 員 今、いただいた意見は、肝に銘じたいと思います。今回、先程冒頭に、経緯を説明されたときに、9月に通知して春から廃止ということで、大変短い期間で、大変ご協力していただいたということも承知しておりますので、今後は、できる限り早い段階で、情報提供をしてまいりたいと思っております。

会 長 大きく変化する時期ですので、密に、早めに、出せない情報もあると思いますが、事前の協議で詰めていただければと思います。

委 員 3路線の廃止に伴う代替案の、運賃の部分につきまして、現在の運賃形態を継承と書いてございますけれど、定期券につきましては、継続されるということによろしいのでしょうか？

事務局 運賃の形態につきましては、先程申しましたように、現金で考えているというところで、定期につきましては、利用できませんので、今後の課題と認識しております。

委 員 木田・河北ルートで、寝屋川市駅を出発した京阪バスが、電通大寝屋川キャンパスで止まって、あとは、巢本までは直接行くのでしょうか？それとももうそこで終わりなののでしょうか？

事務局 今の質問は、寝屋川市駅から巢本のバス停でまで行きたいというご質問でしょうか？

委 員 そうです。

事務局 寝屋川市駅から河北行きのバスに乗ったときに、一方通行の関係で、巢本は通らず、萱島南団地というバス停があるんですけど、そこから猪鼻橋の方に行ってしまいます。巢本のバス停につきましては、河北のバス停から萱島へ行くときに停車するという形になりますので、寝屋川市駅から乗車した場合は巢本のバス停に停まりません。

委 員 電通大寝屋川キャンパスで、ピンク色のバス停、いわゆる路線バス、タウンくるの併用停留所と書いてある場合は、ここで止まってしまっていますね。それから先は、また帰っていくわけですか？

事務局 その間ということですか？電通大から巢本までの間ですね。全て停まります。路線図に記入していますバス停につきましては、全て停まります。ただし片側にしかバス停がないところ

ろは、所々で出てきます。

委 員 そうすると、電通大寝屋川キャンパスで、ピンク色は止まっていますね。

事務局 その次は黄色になっていますので、黄色はタウンくるのみの停留所になります。

委 員 タウンくるに乗り換ええないといけないのですか？

事務局 タウンくるへ乗り換えなくても、バス停は共同で使う予定をしておりますので、黄色もピンク色も止まります。

委 員 黄色はタウンくるのみと書いてありますよね。

事務局 そうですね。だから路線バスは止まりません。

委 員 巢本まで行くためにはどうすれば良いのでしょうか。

事務局 巢本まで、1本では行けませんので、猪鼻橋で降りて歩いていただくとか、そういう手法しかないのかと思います。それから巢本のバス停であれば、京阪電車の大和田駅から、京阪バスの路線バスが運行しておりますので、そこから乗れば、巢本には行けます。

委 員 我々障害者団体協議会のメンバーは、その辺から、寝屋川市の市立保健福祉センターへ毎月1度は会議がありますから来るんです。

事務局 先程の質問でございますけれど、京阪バスさんの、路線等を引き継ぎますので、現行走っている部分については、同じように利用していただけたら良いと考えております。

委 員 先程の繰り返しになりますけれど、ピンク色については、路線バスとタウンくるのバス停を併用で、同じように使えますので、ピンク色はタウンくるも停まりますし、路線バスも停

まります。電通大寝屋川キャンパスから次へ行くのに、黄色のところも通ります。旧タウンくる、今回のねやBUS事業というところで、黄色も停まります。

委 員 京阪バスは停まりませんか？

委 員 停まりません。今、ねやBUS事業というところで、説明させていただいてますけれど、黄色のところも停まりますので、寝屋川市駅から電通大寝屋川キャンパスを通り過ぎると、中木田中学校を通りまして、そこから萱島東へ行き、そのあと、一方通行の川沿いを南に下って猪鼻橋を通りますので、巢本のバス停は河北から北へ向かう時のみ、通ります。旧のタウンくるです。ですので、巢本を北上する場合は、ここから、寝屋川市駅まで行きます。ご理解、大丈夫でしょうか？

委 員 わかりません。要は、電通大寝屋川キャンパスから、この路線図を見て言っているのですが、電通大寝屋川キャンパスから巢本まで、八尾枚方線の間は、バス走らないんですよね。

委 員 そうですね。今回の議題につきましては、ねやBUS事業ということで、水色に塗っている路線について、ここに停まりますよということでもありますので、あと、巢本まで行くということであるならば、八尾枚方線は、今回の事業では通らないということで、実際この八尾枚方線を通ってるのは、京阪バスさんの路線バスが通っています。

委 員 八尾枚方線も運行していますけれど、直接巢本に行くバスは今現在もございませんので、先程言われたように、京阪大和田駅の方から、バス路線に乗っていただく必要がございます。これはもう今現在もほぼ変わらないです。

委 員 元々ないのですね。

委 員 はい。

会 長 ありがとうございます。その他、御意見・御質問いかがでしょうか。

無いようでございますので、質疑を打ち切ります。これまで審議いただきました、「京阪バス路線のうち、3路線の廃止に伴う代替案」について、本協議会の承認が必要となりますので、議決をとらせていただきます。「京阪バス路線のうち、3路線の廃止に伴う代替案」について、御異議ございませんでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。賛成多数で御異議が無いようですので、「京阪バス路線のうち、3路線の廃止に伴う代替案」について、原案通りとさせていただきます。
最後に、案件(2)、「その他」について、事務局からお願いします。

事務局 資料5から資料7の「寝屋川市地域公共交通協議会規約（案）」、「事務局規程（案）」、「財務規程（案）」を配布しております。現在、本協議会につきましては、市の条例及び規則において運営しておりますが、次年度において、地域公共交通網形成計画の計画期間満了に伴う計画の改定を予定しております。計画の改定に伴い、補助金の活用を予定しておりますが、国の要綱改正に伴い、これまでは補助対象事業者が市町村として可能でありましたが、法定協議会に変更となったことから、新たに規約等を制定し、今後は、本協議会において、運営してまいりたいと考えております。つきましては、担当より規約等の説明をさせていただきます。

事務局 それでは、ご説明をさせていただきます。資料5「寝屋川市地域公共交通協議会規約（案）」をご覧ください。現在、運用している資料8「寝屋川市地域公共交通協議会規則」から、主な変更点について、ご説明をさせていただきます。

始めに、第1条の設置につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、寝屋川市地域公共交通協議会を設置いたします。

次に、第3条の目的につきましては、協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための

取組を総合的かつ効率的に推進するとともに、持続可能な交通社会と活力ある都市の実現を目指すことを目的とします。

次に、第4条の事業につきましては、協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なことであります。

次に、第7条の役員につきましては、協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、(2) 副会長 1名、(3) 監事 2名を置くこととします。

次に、第10条の監事につきましては、監事は、協議会の会計監査を行う。2 監事は、会計監査の結果を、協議会の会議において報告することとします。

次に、第12条第6項の規定につきましては、会長は、会議の議案又は報告が次に掲げるものである場合は、当該議案等を記載した書面を委員に送付し、書面で賛否を問うことにより会議に代えることができる。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 会計その他協議会の運営に関するもの
- (3) その他、会長が軽易であると判断したものとしたします。

次に、第13条第3項の規定につきましては、前条第6項の規定により、会議の議案等を書面で諮ることとなった場合は、前項中「出席した議長を除く委員」とあるのは、「書面で回答のあった委員」として読み替えるものとします。

次に、第15条の事務局につきましては、協議会の運営に関する事務を行うため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、寝屋川市まちづくり推進部交通政策課内に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指定する者をもって充てる。
- 4 前三項に規定するもののほか、事務局に関する事項については、会長が別に定めるものとします。

次に、第16条の経費の負担につきましては、協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てるものとします。

次に、第17条の経費の負担につきましては、協議会の予算編成、現金の出納及びその他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとします。

附則、この規約は、令和6年4月1日から施行します。

次に、資料6「寝屋川市地域公共交通協議会事務局規程（案）」をご覧ください。

第1条の趣旨につきましては、この規程は、寝屋川市地域公共交通協議会規約第15条第4項の規定に基づき、寝屋川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとします。

第2条の所掌事務につきましては、事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項といたします。

第3条職員等につきましては、事務局長は、寝屋川市まちづくり推進部交通政策課長をもって充てる。

2 事務局員は、寝屋川市まちづくり推進部交通政策課の職員をもって充てることといたします。

第4条の事務の決裁につきましては、協議会の事務は、すべて会長の決裁を得なければ執行することができない。ただし、事務局長は、次条に定めるところにより、事務の一部を専決することができることとします。

第5条の事務局長の専決事項につきましては、事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入及びその他協議会運営に必要な軽易な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

第6条の文書の取扱いにつきましては、事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存及びその他文書に関し必要な事項は、寝屋川市において定められている文書の取扱いの例によることといたします。

第7条の公印の取扱いにつきましては、協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、

形状、寸法、書体、使用区分、個数及び公印管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等は、寝屋川市において定められている公印の取扱いの例による。

第8条の委任につきましては、この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則、この規程は、令和6年4月1日から施行します。別表、第6条関係につきましては、記載のとおりでございます。

次に、資料7「寝屋川市地域公共交通協議会財務規程（案）」をご覧ください。

第1条の趣旨につきましては、この規程は、寝屋川市地域公共交通協議会規約第17条の規定に基づき、寝屋川市地域公共交通協議会の財務に関し、必要な事項を定めるものいたします。

第2条の予算につきましては、協議会の予算は、寝屋川市からの負担金、繰越金、国からの補助金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に要する経費をもって歳出といたします。

- 2 協議会の会長は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

- 4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに寝屋川市長に送付しなければなりません。

第3条の予算の補正につきましては、会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

第4条の予算区分につきましては、歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりといたします。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

- 3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができます。

第5条の予算の流用及び予備費の充当につきましては、歳出予算の流用及び予備費の充用は、寝屋川市の例による。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後の協議会に報告しなければならない。

第6条の出納及び現金等の保管につきましては、協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければなりません。

第7条の協議会出納員につきましては、会長は、協議会の事務局長及び事務局員に、協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他会計に必要な事務の手続きについて適正に処理しなければなりません。

第8条の収入及び支出の手続きにつきましては、協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、寝屋川市の例により行うものとします。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

第9条の出納の閉鎖につきましては、協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖いたします。

第10条の決算等につきましては、会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとします。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第10条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに寝屋川市長に送付しなければなりません。

第11条の委任につきましては、この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めることといたします。

附則、1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 協議会の設立初年度の予算については、第2条第3項の規定にかかわらず、協議会を発足した日を始まりとします。

別表第1及び第2、第4条関係につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

会 長 ありがとうございました。法定協議会となって、協議会が独立するということ、組織運営や財政面などのお話になっております。ただいまのご説明について、御意見御質問は、ございませんでしょうか。

私から1点、協議会規約案の、第6条で、会長が各号に掲げる者のうちから委嘱するとありますが、法定協議会ということですので、ご本人が承諾したら、会長が委嘱しますということとは必要ないのではないかと思います、いかがでしょうか？

事務局 この規約を定めますと、今も法定協議会になるのですが、応諾義務が発生しますので、正当な理由がある場合を除き、必ず出席しないといけないということになりますので、委嘱していない市町村もございます。

会 長 ありがとうございます。多分、委嘱の作業をしてしまうと、事務手続きが多くなるんですよ。ご本人が承諾されたら、その時点で決定としたほうが、簡素化を図れるかなと、個人的には思います。その他御意見ございますでしょうか。

ないようなので、「寝屋川市地域公共交通協議会規約（案）」、「事務局規程（案）」、「財務規程（案）」についても、本協議会の承認が必要となりますので、議決をとらせていただきます。「寝屋川市地域公共交通協議会規約（案）」、「事務局規程（案）」、「財務規程（案）」について、御異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

会 長 賛成多数で御異議がないようですので、「寝屋川市地域公共交通協議会規約（案）」、「事務局規程（案）」、「財務規程（案）」について、原案通りとさせていただきます。

先程、規約第6条中、「会長が委嘱する」ことについて、極力、手間は省いた方が良くと私が言いましたが、修正につきましては、会長一任として決定してもよろしいでしょうか？
手続きの部分だけで、趣旨の変更ありません。

各委員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。事務局から、何かございますでしょうか。

事務局 次回の協議会の日程につきまして、報告させていただきます。次回の協議会の日程につきましては、先程の説明にもありましたが、4月から本協議会で運営するに当たり、本協議会の予算について審議が必要となりますので、アクションプランや乗合い事業などの報告も合わせて、4月にさせていただきます。

会 長 案件は、以上でございます。本日の、委員の皆様よりいただいた意見について、事務局で整理をお願いいたします。慎重に審議いただき、誠にありがとうございました。 それでは、事務局にお返しします。

事務局 熊谷会長、議事進行、誠にありがとうございました。以上をもちまして、寝屋川市地域公共交通協議会（第21回）を閉会いたします。本日、ご承認いただきました「（仮称）ねやBUS事業」につきましては、4月の運行を目指し、運行できない空白期間がでないよう、緊急対応として進めた事業でございます。今後、利用実態に即したより持続可能な運行方法とすべく、引き続き、検証・検討する必要があると考えておりますので、今後とも、ご指導・ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

以上